

# 令和元年度（身体障害者を対象とした） 岩出市職員採用試験案内

〒649-6292 和歌山県岩出市西野209  
岩出市役所 総務部 総務課 人事係  
TEL 0736-62-2141（内線123）

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の方を対象として雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

- 受付期間 【持参】 令和元年9月2日（月）～9月13日（金）  
土・日・祝日以外の午前9時から午後5時まで  
【郵送】 令和元年9月13日（金）までの消印有効
- 試験日 令和元年10月27日（日）
- 試験場所 岩出市役所

## 1 募集区分、採用予定人員及び職務の内容

募集区分	採用予定人員数	職務内容
一般事務職	1名程度	市長部局又は教育委員会等の業務

## 2 試験の日時・方法等

	一次試験	二次試験
日時	令和元年10月27日（日） 入室完了 午後0時40分	一次試験合格者に通知
場所	岩出市西野209番地 岩出市役所 詳細は当日玄関へ掲示	
試験科目	教養試験（高卒程度）	・口述試験（面接） ・作文
持参物	身体障害者手帳・補装具（必要な方）・筆記用具	
合否結果	合否に関わらず郵送で通知します。	

※ 気象条件その他の事情により、試験開始時間を変更する場合があります。

（注）次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人。
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ③ 岩出市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

### 3 受験資格 次の(1)～(3)までの条件を満たす方

- (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方。ただし、週38時間45分の職務の遂行が可能な方。
- (2) 活字印刷文(文字の大きさは9ポイント程度)又は、点字による出題に対応できる方。
- (3) 昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校を卒業した方(令和2年3月卒業見込みの方も含む)又は同程度の学力を有しているとの認定を受けた方。(高等学校以上の学歴でも受験可)

### 4 受験申込みの方法等

#### (1) 受付期間

【持参】 令和元年9月2日(月)～令和元年9月13日(金)

受付時間は、土・日・祝日以外の午前9時から午後5時まで

【郵送】 令和元年9月13日(金)までの消印有効

必ず簡易書留郵便(簡易書留郵便以外により不着等が生じ、それに伴い申込みができなかった場合は一切応じられません)を利用してください。

封筒の表には、「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。

#### (2) 受付場所

〒649-6292 和歌山県岩出市西野209

岩出市役所 総務部 総務課 人事係

#### (3) 提出書類

チェック欄

- ① 受験申込書 (別添)
- ② 履歴書 (別添)
- ③ 受験票 (別添)
- ④ 身体障害者手帳の写し
- ⑤ 卒業証書の写し 又は 卒業(見込み)証明書(原本) (最終学歴のもの)
- ⑥ 82円分の切手を貼った返信用封筒 (受験票送付用として1通)  
(返信用封筒は定形封筒(縦23.5cm横12cm)に、82円分の切手を貼って、宛先を記載してください。)

## 5 受験票の交付

申込書等を受理した場合は、受付締切後に郵送により受験票を交付します。

なお、申込書等の審査の結果、記載事項や提出書類等に不備があると受理できない場合があります、そのために生じた申し込みの遅延等については責任を負いません。

## 6 補装具等の持ち込み

試験を受験するに当たり、補装具等が必要な人は、それらを使用しての受験ができます。

ただし、当市では、準備できないものもありますので、できるだけご自分で用意してください。

なお、詳しくは、市役所総務課人事係までお問い合わせください。

## 7 合格から採用までの経過及び給与

(1) この試験の合否結果は合否にかかわらず通知します。

合格者及び補欠合格者は、合格者等名簿に登録され、合格者は令和2年4月1日付で、補欠合格者は採用が必要な場合、名簿順位が上位の方から順次採用（補欠合格者にはこちらから連絡します）を行う予定です。

合格者名簿の有効期間は令和3年3月31日までとなっていますので、それまでに採用の必要が生じない場合、補欠合格者の資格は無効となります。

補欠合格者の採用の保障はありませんのでご了承ください。

(2) 免許・資格・卒業・修了要件を満たす見込みの方については、令和2年3月31日までに要件を満たせなかった場合、合格者であっても採用資格を失います。

(3) 合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合は、合格は取消しになります。

(4) 給与は、岩出市職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等各種手当が支給されます。

## 8 その他

(1) 申込みできる募集区分は、同日に試験を実施する募集区分のうちの1つに限ります。  
なお、申込書を受理した後の変更は認めません。

(2) 受験に際しては、受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、身体障害者手帳、補装具（必要な方）を持参してください。

(3) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(4) 試験説明等の際のコミュニケーション手段として希望する方法がある場合は、「職員採用試験受験申込書」内その他欄に希望する方法を記入すること。